

令和 7 年度

あきる野市役所本庁舎
自動証明写真機設置事業者募集要項

令和 7 年 1 1 月

あきる野市市民部市民課

令和7年度あきる野市役所本庁舎自動証明写真機設置事業者募集要項

1 趣旨

あきる野市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき、市有財産の有効活用を推進しております。本件貸付けは、自動証明写真機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集し、機器を設置することで、市役所本庁舎におけるスペースの有効活用とともに、来庁者の利便性の向上を図り、あきる野市の財源確保に資することを目的としています。

2 貸付物件

- (1) 財産の名称 あきる野市役所本庁舎
- (2) 所在地 東京都あきる野市二宮350番地
- (3) 財産管理者 あきる野市長 中嶋 博幸
- (4) 貸付箇所 1階中央エレベーター西側
- (5) 貸付面積 1.3㎡

※自動証明写真機が、1.3㎡未満のものであっても、行政財産の貸付面積は、1.3㎡とします。

※貸付場所は、（別紙1）貸付位置説明図を参照してください。

3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有する者、個人にあってはあきる野市内に居住し、あきる野市内で事業を営んでいる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。
- (5) 国税、都税又は市税の未納がないこと。
- (6) 本募集要項に定める条件及び法令等を遵守し、借受人自らが貸付物件（入札物件）に自動証明写真機を設置し、貸付期間中継続して営業及び運営をする事業（以下「自動証明写真機設置運営事業」という。）を行う資力、能力を有する者であること。
- (7) 令和6年度及び令和7年度において、自動証明写真機設置運営事業の実績を有していること。
- (8) 貸付期間開始後、ただちに設置のために必要な工事を完了し、運営を開始できる者であること。

4 申込みに必要な書類

(1) 申込者が法人の場合

- ア 応募申込書
- イ 貸付料率提示書（封筒に入れ、割印し、封筒表面に氏名を記載してください。）
- ウ 設置する自動証明写真機のカatalog等(寸法、消費電力等が確認できるもの)
- エ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- オ 代表者の印鑑証明書
- カ 国税の納税証明書（その1 納税額等証明用税目「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書）
- キ 市税等の納税証明書（市・都民税及び固定資産税）

(2) 申込者が個人の場合

- ア 応募申込書
- イ 貸付料率提示書（封筒に入れ、割印し、封筒表面に氏名を記載してください。）
- ウ 設置する自動証明写真機のカatalog等(寸法、消費電力等が確認できるもの)
- エ 身分証明書（本籍地の市区町村で発行した破産者等でないことの証明書）
- オ 印鑑登録証明書
- カ 国税の納税証明書（その1 納税額等証明用税目「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書）
- キ あきる野市税等の納税証明書又は非課税証明書（市・都民税及び固定資産税）

※証明書等の書類について

応募書類の「商業登記簿謄本」、「印鑑登録証明書」、「納税等の証明書」、「身分証明書」は、いずれも発行後3か月以内のものを提出していただきます。

※提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。

※あきる野市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出していただくことがあります。

5 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件は地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付料

貸付基本額（月額2,800円とする。）及び毎月の売上金額に貸付料率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合にはこれを四捨五入する。）の合計額です。物件の最低貸付料率は、20%とします。

(3) 貸付期間

貸付期間は、令和8年2月1日から令和10年1月31日までです。

(4) 貸付物件の用途等

貸付物件は、自動証明写真機運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動証明写真機（電力等使用量計測用子メーターを含む。）の設置・運営に伴う工事費用、電気料、その他運営のために必要な費用は、借受人の負担とします。

(5) 禁止事項

- ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- イ 貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません。
- ウ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

(6) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状況で引き渡します。

返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

(7) 自動証明写真機の仕様と価格設定

自動証明写真機は、機器の占有面積が1.3㎡以内で、高さは2.2mを上限とし、個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざすこと等により、顔写真を撮影後に送信できる機種であることとし、価格については、市と協議し設定することとします。

(8) 自動証明写真機の設置等留意事項

- ア 自動証明写真機（電力等使用量計測用子メーターを含む。）は、貸付面積内に収まるものであること。
- イ 省電力、LED照明を使用する等、環境負荷を低減した自動証明写真機とすること。
- ウ 全ての人に使いやすく開発されたユニバーサルデザイン機の導入に努めること。
- エ 売上金額、売上個数及び使用電力量を所定書式により報告すること。
- オ 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動証明写真機を設置し、設置後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告すること。
- カ 自動証明写真機の設置に当たっては、施設のく体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。
- キ 電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。
- ク 自動証明写真機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- ケ 自動証明写真機が毀損、汚損、又は滅失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は、借受人が負担すること。
- コ 利用者からの故障や苦情等に対応するための連絡先として、自動証明写真機に借受人の対応窓口の電話番号（フリーダイヤル）を記載すること。

6 申込方法等

申込みに当たっては、本募集要項を熟読し、契約の条件、現地の状況等を御自身で確認の上、お申込みください。

- (1) 受付期間 令和7年11月20日（木）から12月15日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 受付場所 〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地
あきる野市役所市民部市民課市民窓口係
電話番号 (042) 558-1111 (内線) 2416

- (3) 申込方法 前記(2)の受付場所に直接書類を持参してください。
※郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の行った入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の行った入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の行った入札
- (5) 提示書の貸付料率を訂正した入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (7) 提示書の記載事項が不明な入札
- (8) 入札に関し、不正行為があった者の行った入札
- (9) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の行った入札
- (10) 最低貸付料率に達しない貸付料率で入札した者の行った入札
- (11) その他この募集要項で指定した以外の方法による入札

8 開札の日時等

- (1) 日時 令和7年12月19日(金) 午後2時
- (2) 場所 あきる野市役所別館3階 第2会議室

9 落札者の決定

落札者は、最低貸付料率以上の率をもって有効な応募を行った者のうち、最も高い率を提示したものとします。

また、落札者となるべき同率の入札をした者が2人以上あるときは、開札立会い職員が「くじ」を引き落札者を決定します。

10 契約の締結等

落札者は、令和8年1月9日(金)までにあきる野市と自動証明写真機の設置に関する契約(以下「本件契約」という。)を締結していただきます(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

なお、本件契約を締結しない場合は、落札は無効となります。

1 1 貸付料及び電気料の納入

貸付料及び自動証明写真機に係る電気料については、次の算定式により算出し、3か月ごとに市が発行する納入通知書により納入願います(1円未満の端数がある場合にはこれを四捨五入する。)。

なお、納入期限については、納入通知書に定める日になりますが、納入期限が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入期限とします。

【貸付料（月額）＝貸付基本額＋（毎月の売上金額×貸付料率）】

【電気料（月額）＝（電気量料金単価±燃料費調整単価）×借受人が設置した子メーターの表示する使用電力量】

1 2 その他

- (1) 事情により予告なく公募を変更し、又は取りやめる場合等があります。この場合、応募者及び公募に参加しようとする者が損失を受けても、あきる野市は補償の責めを負いません。
- (2) 本募集要項に関する問合せ先は、次のとおりです。

〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

あきる野市役所市民部市民課市民窓口係

電話番号（042）558-1111（内線）2416